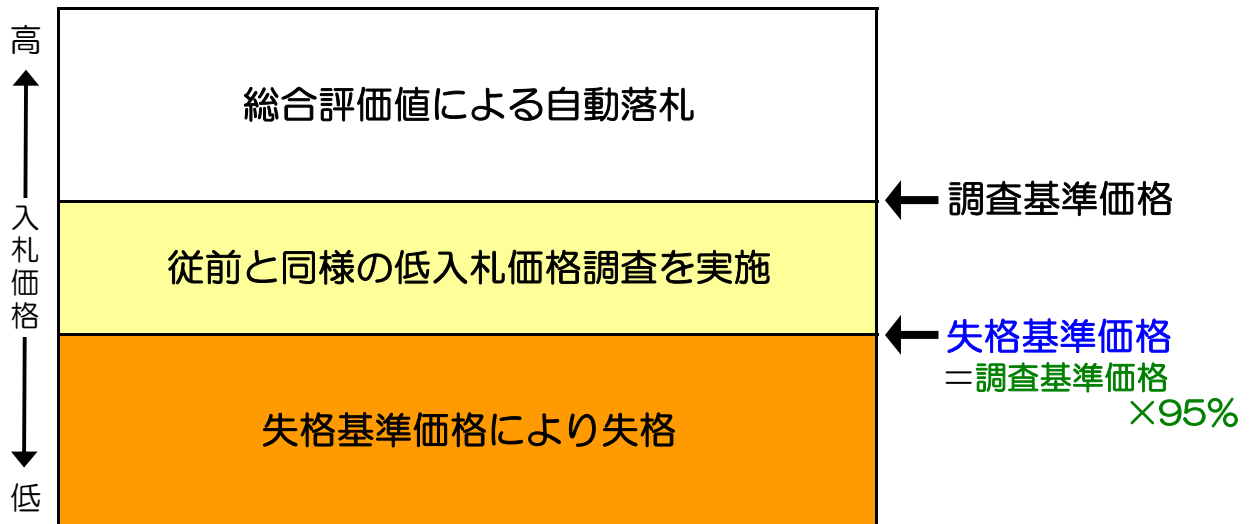


## 総合評価落札方式における低入札価格調査制度の改正について

簡易型及び特別簡易型の総合評価落札方式（政府調達協定適用工事を除く。）における低入札価格調査制度において、以下のような失格基準価格を導入します。

$$\text{失格基準価格} = \text{調査基準価格} \times 95\%$$



### 実施時期

平成22年8月公告分から実施

#### (参考) 調査基準価格の算定方法

以下の①と②のいずれか小さい値を調査基準価格とします。  
ただし、その下限は予定価格の70%、上限は予定価格の90%とします。

① 国の基準により算定した価格  
(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%+一般管理費×30%)

② 当該入札の平均入札価格の90%  
※この場合、予定価格を超過した入札者を除いて算定します。

お問い合わせ先：名古屋市財政局契約部契約監理課  
Tel (052) 972-2326